代理店手数料規程

株式会社アシロ少額短期保険

第1条(目的)

本規程は、当社が代理店に委託する少額短期保険の募集業務に対する代理店手数料の支払いについて定めるものである。

第2条(定義)

- ①「当社」とは、株式会社アシロ少額短期保険をいう。
- ②「代理店」とは、当社と代理店委託契約を締結した代理店をいう。
- ③「保険契約」とは、代理店の募集により保険契約者と当社との間で締結された契約をいう。
- ④「満了終了」とは、保険契約の保険期間の満了に伴って更新なく終了する場合をいう。
- ⑤「代理店手数料」とは、代理店の募集により保険契約が新規に締結または更新された場合において、当社が代理店に対し支払う手数料をいい、基本手数料及び契約品質手数料から構成されるものをいう。
- ⑥「基本手数料」とは、代理店の募集により保険契約が新規に締結された場合または更新された場合において、保険契約1件あたりの手数料として当社が代理店に対して支払うものをいう。なお、保険料年額払いの契約である場合、または保険料月額払いの契約のうち当社が代理店に対し保険期間(1年間)に応じて年額(12ヶ月分)換算の基本手数料を前払いにより支払った場合において、その後保険期間満了前に保険契約の解約または失効があったときには、代理店は当社に対し、第6条に基づき戻入(返金)するものとする。
- ⑦「契約品質手数料」とは、代理店の募集により保険契約が新規に締結された場合において、代理店における保険契約者(お客様)へのサービス及び契約品質の向上に係る取り組み状況について、当社が本規程別紙「品質保証手数料の算定基準」に基づき評価し、代理店が同基準に達した場合、当社が代理店に対し、支払う手数料のことをいう。当社は、代理店に対し、契約品質手数料を前払いにより支払うものとするが、保険契約成立後25ヶ月以内に当該保険契約の解約または失効もしくは満了終了があった場合には、代理店は当社に対し、第9条及び別紙基準に基づき戻入(返金)するものとする。なお、契約品質手数料の適用対象となる保険商品は本規程別紙に定めるものとし、当該保険商品を扱う代理店のみが契約品質手数料について申請できるものとする。

第3条(基本手数料)

基本手数料は、新規締結または更新された保険契約1件あたり、以下の金額とする。

(1) 弁護士費用保険メルシー

	基本手数料(年額、税込)
主契約のみ	5,000 円
痴漢冤罪特約あり	6,000 円

(2) ベンナビ -弁護士保険

	基本手数料(年額、税込)
主契約のみ	
痴漢冤罪特約あり	
免責金額ゼロ円特約あり	6,000 円
痴漢冤罪特約あり	
免責金額ゼロ円特約あり	

(3) BONOBO

①個人事業主向けプラン

個人事業主向け契約	基本手数料(年額、税込)
スタンダードプラン	5,500 円 (※)
デラックスプラン	11,000 円(※)

(※)個人事業主向け契約は、新規契約時1回に限り上記金額(年額)をお支払いし、契約更新時以降の基本手数料は発生しないものとする。

②法人向けプラン

(i)手数料の支払いタイプ

代理店は、手数料の支払タイプを次のうちから選択する。

- (a) 分割払タイプ
- (b) 一括払タイプ

(ii)支払タイプの変更

代理店は、当社の承認を得て、支払いタイプを変更することができる。 変更後の支払いタイプは、会社による当該変更承認日が属する月の翌月に契約日が属する契約から適用する。

法人向け契約	基本手数料(年額、税込)
分割払タイプ	支払い保険料の 30%の金額(※1)
	(※3)
一括払タイプ	年換算(12 ヶ月分)保険料の 30%の金
	額(※2)(※3)

(※1)支払い保険料とは、顧客から月払、年払契約に基づき支払われた保険料 をいう。

(※2) 月払契約について、一括払タイプを選択している場合、初回保険料が入金されたときに、月払保険料に 12 を乗じた金額が入金されたものとみなす。

(※3)法人向け契約は、新規契約時から5年間(2年目以降は各契約更新時) に限り基本手数料をお支払いし、6年目以降の更新時以降の基本手数料は発生しないものとする。

第4条(基本手数料の計上)

- 1. 前条第 1 号及び第 2 号に定める保険商品(「弁護士費用保険メルシー」及び「ベンナビ 弁護士保険」について、基本手数料の計上は以下のとおりとする。
 - (1) 新契約

第1回保険料充当金の入金により保険契約が成立した時点

(2) 更新契約

更新月の前月1日から前月末日までに更新された保険契約の第1回保険料充当金の 入金がなされた時点

- 2. 前条第3号に定める保険商品(「・・・」)について、基本手数料の計上は以下のとおりとする。
 - (1) 個人事業主向け契約

第1回保険料充当金の入金により保険契約が成立した時点

- (2) 法人向け契約
 - ①分割払タイプ
 - (i) 新契約

第1回目の計上は第1回保険料充当金により保険契約が成立した時点とし、第2回目以降は保険料が入金がされた時点とする。

(ii) 更新契約

第1回目の計上は更新月の前月1日から前月末日までに更新された保険契約の第1回保険料充当金の入金がなされた時点とし、第2回目以降は保険料が入金された時点とする。

②一括払タイプ

(i)新契約

第1回保険料充当金の入金により保険契約が成立した時点

(ii) 更新契約

更新月の前月1日から前月末日までに更新された保険契約の第1回保険料充当金の入金がなされた時点

※一括払タイプを選択している場合、月払契約については、初回保険料が入金されたときに、月払保険料に12を乗じた金額が入金されたものとみなす。

第5条(基本手数料の支払)

当社は代理店に対し、前二条に定める基本手数料を、保険料充当月の末日までに代理店 指定の口座に支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、当社負担とする。

第6条(基本手数料の戻入)

次に定める保険契約が保険期間満了前に解約または失効となった場合、代理店は、当社に対し、新契約と更新契約に関して受領した基本手数料について、契約期間に応じて以下に定める金額を戻入(返金)するものとする。

(1) 弁護士費用保険メルシー

	戻入額 (税込)
主契約のみ	5,000 円- (契約成立後経過日
	数×13.7 円)
痴漢冤罪特約あり	6,000 円- (契約成立後経過日
	数×16.43 円

(2) ベンナビ -弁護士保険

	戻入額 (税込)
主契約のみ	
痴漢冤罪特約あり	
免責金額ゼロ円特約あり	6,000 円-(契約日もしくは更
痴漢冤罪特約あり	新日以後経過月数×500円)
免責金額ゼロ円特約あり	

※例:1月1日契約の保険契約(ベンナビ-弁護士保険)が3月15日 に解約となった場合、契約後2カ月が経過しているため、

「6,000 円 $-(2(ケ月) \times 500$ 円) =5,000 円」が戻入額となる。

(3) BONOBO

法人向け契約(※1)	戻入額 (税込)
一括払プラン	年換算の保険料×1/12×未経過月数(※2)×30%
(% 2)	の金額

- ※1 個人事業主向け契約は本条の適用はないものとする。
- ※2 分割払プランは本条の適用はないものとする。
- ※3 未経過月数の算定は以下のとおりとする。

未経過月数=12ヶ月-契約日もしくは更新日以降経過月

例:1月1日契約の保険契約が3月15日に解約となった場合、契約後2カ月が経過しているため、未経過月数は「 $12 \, \mathrm{rf} - 2 \, \mathrm{nf} = 10 \, \mathrm{nf}$ 」となる。

第7条(契約品質手数料)

- 1. 当社は、本規程別紙「契約品質手数料の算定基準」3記載の対象保険商品を扱う代理店から契約品質手数料に関する申請を受けた場合、当該代理店に対し、本規程別紙の基準により算定した契約品質手数料を支払うものとする。
 - ただし、代理店からの契約品質手数料に関する申請及び評価項目の提出がない場合 には、当社は代理店に対し契約品質手数料を支払わないものとする。
- 2. 当社は、契約品質手数料の算定を新規で締結された保険契約1件ごとに行うものとする。なお、契約品質手数料は、保険契約の新規契約成立時に限り発生し、契約更新時には発生しないものとする。

第8条(契約品質手数料の計上)

前条に定める品質契約手数料の計上は、保険契約(新規契約)の第 1 回保険料充当金の 入金により当該契約が成立した時点とする。

第9条(契約品質手数料の戻入)

保険契約が契約成立月から 25 ケ月未満で解約または失効もしくは満了終了となった場合、代理店は、当社に対し、受領した契約品質手数料のうち、契約期間に応じて、別紙「契約品質手数料の算定基準」4に定める金額を戻入(返金)するものとする。

第10条(代理店手数料の返還について)

1. 第6条または第9条に基づき代理店手数料の戻入金が発生した場合、当社は、代理店に支払う翌月の代理店手数料と、代理店が当社に返還すべき戻入金とを対当額において相殺処理するものとする。ただし、翌月に当社から代理店に支払うべき代理

店手数料の計上が無い場合は、当社から代理店に対し、代理店手数料の戻入の請求 書を発行するものとし、代理店は、解約計上月から翌々月の末日までに当社に戻入 金を支払うものとする。

- 2. 第6条または第9条にかかわらず、代理店の責めに帰すべき事由に基づき、保険契約が無効、取消もしくは解除(中途解約を除くものとする。)となり、当該契約が消滅した場合、または代理店による無登録募集・無届募集行為等が判明した場合には、代理店は、当社に対し、当該保険契約に関して受領した代理店手数料を全額返還するものとする。
- 3. 当社は、前項により消滅した保険契約に関し、消滅日以降の代理店手数料の支払いを行わないものとする。
- 4. 代理店から当社に対し、代理店手数料の戻入金を振込みにより支払う場合、かかる 振込手数料については、代理店負担とする。

第11条(代理店委託契約終了後の手数料取扱いについて)

- 1. 当社と代理店間の代理店委託契約が解約、解除等の事由により終了した場合、当該契約の終了事由にかかわらず、代理店委託契約終了日をもって当社から代理店に対する代理店手数料の支払いは終了するものとする。
- 2. 代理店委託契約終了日時点で、代理店から当社に返還すべき代理店手数料の戻入金がある場合は、代理店は当社に対し、直ちに戻入金の全額を支払わなければならない。なお、戻入金の支払いにかかる振込手数料は、代理店負担とする。

第12条 (その他の事項)

- 1. 本規程に規定する代理店手数料を改定する場合は、当社より代理店に対し事前に書面にて通知するものとする。
- 2. 本規程に定めのない規定については、代理店委託契約書の定めるところによるものとする。

制定日:2020年3月4日 改定日:2022年3月17日 改定日:2023年10月1日

改定日:●年●月●日

【別紙】契約品質手数料の算定基準

契約品質手数料は、代理店からの申請に基づき、当社が「品質評価」(下記1)をもとに「品質評価による資格ランク」(下記2)を決定し、決定された資格ランクに応じて算出(下記3)されるものとする。

代理店からの申請・評価項目の提出がなかった場合または代理店の資格ランクが B 評価となった場合には、当社は、代理店に対し、契約品質手数料を支払わないものとする。

1. 品質評価

- (1)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づいたお客様本位の 業務運営に関する方針の策定・開示がなされている。
 - (2) 代理店において定期的な自己点検の実施がなされている。
 - (3) 在籍する保険募集人における専門資格の取得人数が1人以上 (※1)
- (4)12か月以内の保険契約の解約・失効・満了終了を合算した発生率18%未満 (※ 2)
 - ※1 専門資格とは、ファイナンシャルプランナー(FP)3級以上を対象とする。
- ※2 当社が資格ランクを承認した日の属する月(以下、「資格ランク承認月」という) の翌月を始期として12カ月目までに成立した保険契約の合計を対象に算出する。

2. 品質評価による資格ランク

当社は、代理店の品質評価の達成項目数に応じて、下記の通り資格ランクを決定する。 資格ランクは、資格ランク承認月または資格ランクの変更月の翌月に成立した保険契約から適用する。なお、本基準内容に変更があった場合、当該変更の効力発生月の翌月に成立 した保険契約から、変更後の基準を適用する。

また、当社は、最初の資格ランク承認月から12カ月以内の代理店について、上記1の「品質評価」に関わらず、資格ランクを「S」とすることができるものとし、資格ランク承認月または資格ランクの変更月から12カ月経過ごとに、「品質評価」をもとにその資格ランクを決定するものとする。

ただし、保険契約者等からの苦情等により著しくサービスの品質に問題がある代理店であると当社が判断した場合には、当社は、品質評価に関わらず、当該代理店の資格ランクを「B」とすることができる。

品質評価における	4項目	3項目	2項目以下
達成項目数			
資格ランク	S	A	В

3. 品質評価による契約品質手数料

対象商品:ベンナビ-弁護士保険-

資格ランク	支払額
S	15,000 円(税込)
A	10,000 円(税込)
В	0円

4. 短期解約・失効・満了終了等となった保険契約の戻入額

対象商品:ベンナビ-弁護士保険

新契約後 (新契約月含む) 期間	戻入額
13 カ月未満	10,000 円(税込)
25 カ月未満	5,000円(税込)

KL2022 • OD • 216